## 立 大学法人京都大学総長選 考規程

平成十六年五月十九日総長選考会議決定)

条選条 時の ば 玉 立大学法人京都大学 (以下「 法人」 という。) の 総長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

第一次選考を行う。

雇 用教職員を 除 ζ 以

記による投票(以下「 学 内 意

年長者を先順位とする。

次の各号に

掲げ

る

者

日

ない者となったときは、 その資格 を

|条第一号による場合には総長の任期が満了する日の四十五日前までに、同条第二号又は第三号による場合にはできに、教育研究評議会との協議のうえ学内意向投票の実施の期日を定め、投票資格を有する者に通告する。

九へ 八へる 別条開代投投条投だ

3 2 第

条 被 開 者四 名をもっ て行う。

第十八 学内意向投票 (決選投票を除く。) に際し

ಕ್ಕ 順を に有 記す 載る 

て候補者の名簿及び

略歴その他

の情報

を投票資格を

有する者に提示す

条の総長選考会議委員が候補者となったときは、総長選考に長選考会議委員等が候補者となった場合の措置)、一次総長候補者の名簿は五十音順に、その他の名簿は得票に展選考会議は、決選投票に際して候補者の名簿を投票資格

委員の資格を失うも のとし、

会

議

学内意向

投

票

の

事

務

から退かなければならな

1,

直ち

に 補

欠の委員を選任し

なけ

'n ば になら

たときは、

投 票結果を基礎 ĺĆ 総長 候 補 者 を 選 考 ず

十へ中十へ四雑そ三再 区、学内意向なるがやむを得な 2投票を行う。2ない事情により 総長選考会議の承認 を得て 選考を辞退したときは、 第 次総長候補者

第

規附条則 の 規 程 に定めるも の の ほ か、 の 規程の 実 施 に関 U 必 要 な 事 項 Ŕ 総長選 考 会議 が定め る

は則こ

こ の 程 平 成十六年五月十九日から施行する。